

平成 3 0 年 6 月 2 1 日

喜多方市議会議長 佐 藤 一 栄 殿

提出者 渡 部 一 樹

賛成者 遠 藤 吉 正

〃 田 中 和加子

〃 小 島 雄 一

〃 江 花 圭 司

〃 齋 藤 仁 一

〃 遠 藤 金 美

〃 大川原 謙 一

〃 山 口 和 男

議会案第 7 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続及び被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続及び被災児童生徒 の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から7年が経過した。東日本大震災で被災し、経済的な理由により就学等が困難な子どもを対象とした「被災児童生徒就学支援等事業」が、全額国庫負担による単年度の交付金事業として行われている。平成30年度は東日本大震災復興特別会計の被災児童生徒就学支援等事業交付金として66億円が予算化されている。

この事業を通して、幼稚園児の就園支援、小・中学生に対する学用品等の援助及び通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保に係る経費を含む。）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励並びに私立学校及び専修学校・各種学校の授業料の減免等が実施されている。

政府の基本計画においては、被災地に対する「集中復興期間」は平成27年度で終了し、平成28年度からは「復興・創生期間」となり、平成28年3月11日に閣議決定された『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の「具体的な取組」の中にも「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とあり、本事業の対象となる家庭は、全国47都道府県全てに上る。

福島県では、平成28年10月時点で約1万8,000人もの子どもたちが県内外で避難生活を送っている（福島県こども・青少年政策課公表）。

経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、この子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援が必要であり、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。

このようなことから、本事業の継続は非常に重要なものとなっているが、事業に係る予算措置は単年度であり、事業の終了または規模の縮小となれば、各自治体での負担が危惧される。

こうした状況を踏まえ、地方の声を中央に届けることが必要であり、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、行き届いた支援が保障されるよう強く要請する。

よって、当市議会は、国及び政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・

修学を保障するため、引き続き平成31年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と十分な就学支援に必要な予算の確保をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日

福島県喜多方市議会議長 佐藤 一 栄

【意見書提出先】

衆議院議長	大森 理森	殿
参議院議長	伊達 忠一	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
文部科学大臣	林 芳正	殿
財務大臣	麻生 太郎	殿
復興大臣	吉野 正芳	殿
総務大臣	野田 聖子	殿